（企画観光部観光地域振興課の所掌事務の特例）

第五条　関東運輸局の企画観光部観光地域振興課は、第二十三条第一項各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、小笠原諸島特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

2　九州運輸局の企画観光部観光地域振興課は、第二十三条第一項各号に掲げる事務のほか、平成三十一年三月三十一日までの間、奄美群島特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二十六号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）の施行に伴い、沖縄振興開発特別措置法の規定に基づき、自由貿易地域を指定する件等を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄振興開発特別措置法の規定に基づき、自由貿易地域を指定する件等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

一　沖縄振興開発特別措置法の規定に基づき、自由貿易地域を指定する件（昭和六十二年沖縄開発庁告示第一号）

二　特別自由貿易地域の指定の件（平成十一年沖縄開発庁告示第一号）

三　金融業務特別地区を指定する件（平成十四年内閣府告示第三十二号）

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○内閣府　総務省　経済産業省告示第一号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）の施行に伴い、沖縄振興特別措置法第二十八条第一項の規定に基づき指定する件及び沖縄振興特別措置法第二十九条第一項の規定に基づき指定する件を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　新藤　義孝

経済産業大臣　茂木　敏充

沖縄振興特別措置法第二十八条第一項の規定に基づき指定する件及び沖縄振興特別措置法第二十九条第一項の規定に基づき指定する件を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

一　沖縄振興特別措置法第二十八条第一項の規定に基づき指定する件（平成二十四年総務省・経済産業省告示第一号）

二　沖縄振興特別措置法第二十九条第一項の規定に基づき指定する件（平成二十四年総務省・経済産業省告示第二号）

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○内閣府　経済産業省告示第三号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）の施行に伴い、国際物流拠点産業集積地域の指定の件を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

経済産業大臣　茂木　敏充

国際物流拠点産業集積地域の指定の件を廃止する告示

国際物流拠点産業集積地域の指定の件（平成二十五年内閣府・経済産業省告示第一号）は廃止する。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○総務省告示第百四十三号

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成二十三年総務省・国土交通省令第一号）第二条の規定に基づき、平成二十六年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を次のとおり定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合	○・八〇
営業用バスの標準軽油使用量	一三、〇七〇リットル
営業用トラックの標準軽油使用量	一四、一一〇リットル
自家用バスの標準軽油使用量	二、四九〇リットル
自家用トラックの標準軽油使用量	一、七七〇リットル
平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗ずべき数値	○・〇四五四

○総務省告示第百四十四号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号）の施行に伴い、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

別表第二項中「第二条第一項に」を「第四条第一項に」に改める。

○総務省告示第百四十五号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百三十二号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

一　認可地縁団体が解散前の特例民法法人と同一性を有すると認められるものとして総務大臣が定める基準（平成二十一年総務省告示第二百十一号）

二　認可地縁団体が解散前の特定一般社団法人又は特定一般財団法人と同一性を有すると認められるものとして総務大臣が定める基準（平成二十二年総務省告示第百二十七号）